

大財第105号

平成30年3月26日

大阪市会議長 山下昌彦様

大阪市長 吉村洋文

議案第19号大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に
関する条例案の一部修正の承諾を求めることについて

平成30年2月9日に提出した議案第19号大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例案の一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第11条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

第1条中「第2条第3項に規定する」を「第18条の規定に基づき住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、」に改め、「（以下「住宅宿泊事業」という。）」を削り、「する者」を「する者（以下「届出予定者」という。）」に、「次条第1項」を「第3条第1項」に、「課すとともに、当該届出に係る公表に関し必要な事項」を「課し、住宅宿泊事業者（法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）が遵守すべき事項等」に改める。

第5条を第9条とする。

第4条中「その他」を「、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）その他」に改め、同条を第8条とする。

第3条第1項第1号中「」第4条第7項」を「。以下「省令」という。）第4条第7項」に改め、同項第2号中「（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「（法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業

者をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅券の写しの保存)

第6条 住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業者が届出住宅に係る住宅宿泊管理業務（法第2条第5項に規定する住宅宿泊管理業務をいう。）を住宅宿泊管理業者（同条第7項に規定する住宅宿泊管理業者をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該住宅宿泊管理業者。次条において同じ。）は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、当該宿泊者に対して旅券の写し（氏名、国籍及び旅券番号が記載されている部分に限る。）を提出させ、これを宿泊者名簿（法第8条第1項の宿泊者名簿をいう。以下同じ。）とともに保存しなければならない。

2 前項の旅券の写しの保存期間は、省令第7条第1項の規定により宿泊者名簿を保存するものとされている期間とする。

(苦情等への対応)

第7条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情又は問合せがあつたときは、必要に応じて、速やかに当該届出住宅に赴き、これに対応しなければならない。

第2条第1項中「法」を「届出予定者は、法」に改め、「をしようとする者は、届出」を削り、同条第2項第1号中「(昭和22年法律第26号)」を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(提出資料)

第4条 届出予定者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が住居専用地域内にあるとき又は当該敷地が住居専用地域の内外にわたる場合において当該敷地の過半が住居専用地域内にあるときは、市長が住居専用地域内にある敷地又は敷地の部分が特例区域内にあるか否かを判断するために必要な資料として市規則で定めるものを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、営もうとする住宅宿泊事業が法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合において営まれるものである届出予定者には、適用しない。

第1条の次に次の1条を加える。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第2条 法第18条の規定に基づき条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する

区域（以下「実施制限区域」という。）及び期間は、次のとおりとする。

区域	期間
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域が定められている土地の区域（以下「住居専用地域」という。）（その全部又は一部が幅員 4 メートル以上の道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路その他市長がこれに準ずると認めた道路をいう。）に接する住宅の敷地の存する区域（以下「特例区域」という。）を除く。）	全ての期間
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校の敷地の周囲 100 メートル以内の区域	月曜日の正午から金曜日の正午まで

2 前項の規定は、法第 11 条第 1 項各号のいずれにも該当しない場合において営まれる住宅宿泊事業については、適用しない。

3 届出住宅（法第 2 条第 5 項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の敷地が実施制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が実施制限区域内にあるときは、当該届出住宅は、実施制限区域内にあるものとみなす。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第 2 項に見出しとして「(周辺住民等への説明等)」を付し、同項中「、第 2 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「、説明」を「説明をするとともに、第 4 条の規定の例により資料の提出」に改め、附則に次の 1 項を加える。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

本議案が付託されている都市経済委員会での審議状況や、大阪維新の会大阪市会議員団、自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団、公明党大阪市会議員団の各会派からの申入れの内容を踏まえ、住宅宿泊事業に起因する周辺住民等の生

活環境の悪化防止や、安全・安心の確保の観点から、実施区域と期間を制限するとともに、新たに市としてのルールを追加するほか、関係法令の遵守に関する規定等を追加するため、条例案の一部について修正するもの。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例案 (抄)

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」とい

う。）第2条第3項に規定する

第18条の規定に基づき住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊

事業をいう。以下同じ。）の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、

住宅宿泊事業（以下「住宅宿泊事業」という。）を営む旨の届出をしようとする者

（以下「届出予定者」という。）に対し周辺住民等（次条 第1項に規定する周
第3条

辺住民等をいう。）への説明義務を課すとともに、当該届出に係る公表に関し必
課し、住宅宿泊事業者（法第2条第4項に規

要な事項 を定めることに
定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）が遵守すべき事項等

より、住宅宿泊事業の実施による周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、もっ
て住宅宿泊事業を営む者の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第2条 法第18条の規定に基づき条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する区域

（以下「実施制限区域」という。）及び期間は、次のとおりとする。

区域	期間
<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域が定められている土地の区域（以下「住居専用地域」という。）（その全部又は一部が幅員4メートル以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路その他市長がこれに準ずると認められた道路をいう。）に接する住宅の敷地の存する区域（以下「特例区域」という。）を除く。）</p>	<p>全ての期間</p>
<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校の敷地の周囲100メートル以内の区域</p>	<p>月曜日の正午から金曜日の正午まで</p>

2 前項の規定は、法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合において営まれる住宅宿泊事業については、適用しない。

3 届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の敷地が実施制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が実施制限区域内にあるときは、当該届出住宅は、実施制限区域内にあるものとみなす。

（周辺住民等への説明）

第2条 届出予定者は、法第3条第1項の届出（以下「届出」という。）をしよう
第3条

とする者は、届出をする前に、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺地域における住民及び施設（市規則で定めるものに限る。以下「周辺住民等」という。）に対し、当該住宅において住宅宿泊事業を営む旨を適切に説明しなければならない。

2 前項の施設とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) - (3) 省 略

（提出資料）

第4条 届出予定者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が住居専用地域内にあるとき又は当該敷地が住居専用地域の内外にわたる場合において当該敷地の過半が住居専用地域内にあるときは、市長が住居専用地域内にある敷地又は敷地の部分が特例区域内にあるか否かを判断するために必要な資料として市規則で定めるものを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、営もうとする住宅宿泊事業が法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合において営まれるものである届出予定者には、適用しない。

（届出に係る公表）

第3条 市長は、届出があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
第5条

(1) 届出番号（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）第4条第7項の届出番号をいう。）

(2) 届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の所在地

(3) 当該届出をした住宅宿泊事業者（法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）が行った周辺住民等に対する届出住宅において住宅宿泊事業を営む旨の説明の実施状況

(4) 省略

2 省略

（旅券の写しの保存）

第6条 住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業者が届出住宅に係る住宅宿泊管理業務（法第2条第5項に規定する住宅宿泊管理業務をいう。）を住宅宿泊管理業者（同条第7項に規定する住宅宿泊管理業者をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該住宅宿泊管理業者。次条において同じ。）は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、当該宿泊者に対して旅券の写し（氏名、国籍及び旅券番号が記載されている部分に限る。）を提出させ、これを宿泊者名簿（法第8条第1項の宿泊者名簿をいう。以下同じ。）とともに保存しなければならない。

2 前項の旅券の写しの保存期間は、省令第7条第1項の規定により宿泊者名簿を保存するものとされている期間とする。

（苦情等への対応）

第7条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情又は問合せがあ

ったときは、必要に応じて、速やかに当該届出住宅に赴き、これに対応しなければならない。

(関係法令の遵守)

第4条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業を営むに当たっては、法、国家戦略特別
第8条

区域法（平成25年法律第107号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(施行の細目)

第5条 省 略
第9条

附 則

(施行期日)

1 省 略

(周辺住民等への説明等)

2 法附則第2条第1項の規定により法第3条第2項及び第3項の規定の例による
届出をしようとする者は、当該届出をする前に、第2条第1項の規定の例により
第3条

、説明 をしなければならない
説明をするとともに、第4条の規定の例により資料の提出

い。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な

措置を講ずるものとする。